

# 「第60回商工会全国大会」 の決議に関する陳情書

全国商工会連合会  
福島県商工会連合会

令和2年11月18日

全国商工会連合会

会長 森 義久

福島県商工会連合会

会長 轡田 倉治

## 「第60回商工会全国大会」の決議に関する陳情書

本年は昭和35年に商工会法が施行されてから60周年となる節目の年となりました。これまでも我々商工会は地域に根差した唯一の経済団体として、中小・小規模事業者の事業継続・発展に邁進してきたところであります。特に、平成26年に小規模企業振興基本法が制定されて以来、小規模事業者持続化補助金が創設されるなど、小規模事業者に対する支援施策が大幅に拡充される中、中小・小規模事業者の経営基盤の強化及び地域の持続的発展に取り組んできました。

しかしながら、今、全国各地で相次ぐ自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響等により、小規模事業者を取り巻く環境はかつてなく厳しいものとなっており、まさに事業継続の危機に立たされています。

地方の中小・小規模事業者は、自らの事業を営むだけでなく、それぞれの地域において防災・防犯、子育て・介護、伝統行事の継承の担い手として活動しており、また、商工会は地域の事業者へのきめ細やかな支援に加え、発災時には被災小規模事業者の早期再建に全力で取り組むなど、いずれも地域の持続的発展における中心的役割を担っています。

国においては、こうした中小・小規模事業者及び商工会が我が国経済及び地域に果たす役割の重要性をしっかりと理解し、中小・小規模事業者対策予算の大幅拡充、金融・税制等の事業環境整備に万全の策を講じていただくとともに、常日頃から小規模事業者に寄り添い、伴走型で支援する商工会の体制強化について十分な予算措置を行うよう強く要望します。

我々商工会としては、商工会法施行60周年を機に、改めて「会員あつての商工会」を念頭に、地域唯一の総合経済団体として組織力をより一層強化するとともに、組織一丸となってこの困難を乗り越え、全国の中小・小規模事業者が希望を持って成長・発展を目指すことができるよう、各種事業を積極的に推進していく所存です。

ここに、全国100万会員の英知と総力を結集し、次の項目の実現を図るべく決議をいたしました。

つきましては、全国100万会員の総意をご賢察いただき、要望実現のための格段のご支援・ご協力を賜りますようここに強く要請いたします。

- I. コロナ禍克服のための中小・小規模事業者支援策の大幅な拡充
- II. 小規模事業者を伴走型で支援する体制の強化
- III. 災害からの早期復旧・復興支援の拡充とリスクマネジメント支援の強化
- IV. 販路開拓支援の拡充と多業種連携の推進
- V. 中小・小規模事業者の活力向上を目指した金融・税制等の事業環境整備

# 「第60回商工会全国大会」 の決議の具体的内容

## **I. コロナ禍克服のための中小・小規模事業者支援策の大幅な拡充**

少子高齢化による国内消費市場の縮小や人手不足、働き方改革への対応はもとより、全国各地で大規模な自然災害が頻発するなど、これまでも中小・小規模事業者は厳しい経営環境に立たされていたが、今年はさらに新型コロナウイルス感染症拡大により、休業や営業時間の短縮、移動に関する自粛が行われるなど日々の経済活動に大きな制約が課された影響等も加わり、事業継続の見通しが立たない、まさに未曾有の危機に直面している。

地域経済の根幹をなす中小・小規模事業者が長引くこの困難を乗り越え、将来に希望を持って事業に取り組めるよう早期に大型の補正予算を編成し、新型コロナウイルス感染症拡大により現金収入が大きく落ち込んでいる中小・小規模事業者の支援に重点をおいたきめ細かな施策を講じるとともに、令和3年度当初予算においても、小規模事業者対策を中心とした中小企業対策費の拡充を実現するよう要望する。

### **1. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける中小・小規模事業者への支援の拡充・延長**

政府により、令和元年度予備費、令和2年度1次・2次補正予算と矢継ぎ早に対策が講じられた結果、短期的な資金繰り等は円滑化したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は長期化しており、中小・小規模事業者の売上回復が遅れていることから、現金収入が大きく落ち込んでいる。

については、Go To キャンペーンの延長・拡充等の更なる需要喚起・消費喚起等の大型の経済対策を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症については、第二波による感染拡大も懸念されており、更なる感染拡大は中小・小規模事業者の経営に対して甚大な影響を及ぼすことから、足元の感染状況や中小・小規模事業者の厳しい経営状況に鑑み、雇用調整助成金の特例措置等の雇用支援策並びに日本政策金融公庫等による新型コロナウイルス感染症に係る特別貸付、マル経の拡充及び特別利子補給制度等の資金繰り支援策の取り扱いを延長すること。

### **2. 小規模事業者対策を中心とした中小企業対策費の大幅拡充**

小規模事業者対策を含む中小企業対策費は、例年1,110億円程度で推移している。新型コロナウイルス感染症拡大により低迷している我が国経済を回復し、雇用維持を図るためには、とりわけ小規模事業者への支援を強力に推進していくことが必要不可欠である。したがって、小規模企業対策を中心とした中小企業対策費を大幅に拡充すること。

### **3. 小規模事業者の負担軽減のための補助率の見直し及び申請手続きの簡素化等**

小規模事業者に対する支援策は拡充されているが、事業の実施にあたって、補助対象外経費の負担に加え補助率が適用されていることから、資金力の弱い小規模事業者にとって負担が大きいものとなっている。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で売上が大幅に減少した事業者や昨今頻発している災害によって被災した事業者にとっては、補助事業の自己負担部分が一層重くなっている。小規模事業者の実状に配慮し、補助率及び予算上限額の見直しを行うこと。

また、申請等の書類作成業務に慣れていない小規模事業者が多くいることから、申請等の手続きにあたっては、極力簡素化するよう十分に配慮を行うとともに、小規模事業者持続化補助金等での電子申請（J-grants）については、支援の現場である商工会が携わることが出来ないシステムとなっているため、実務の流れに沿ったシステムに改修すること。

### **4. 事業承継支援策の継続・拡充と創業促進支援策の強化**

地域に必要な事業を残し、地域経済の持続的発展を図るため、事業承継補助金やプッシュ型事業承継支援高度化事業をはじめとする事業承継支援策の継続及び更なる拡充を図ること。

また、事業承継を機に経営革新等に取り組む小規模事業者を対象とした「事業承継マル経」を別枠（貸付限度額の引き上げ）で創設すること。

さらに、地域における創業、第2創業を促進するため、地域創業支援補助金を創設するとともに、廃業予定者や空き店舗と事業承継者や移住・定住者とのマッチング支援のための施策を講じること。

## **II. 小規模事業者を伴走型で支援する体制の強化**

### **1. 伴走型で小規模事業者を支援する人員の増員**

令和元年度補正予算において、小規模事業者持続化補助金や販路開拓支援事業等の予算が計上され、販路開拓や生産性向上の推進が求められている。

他方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者の売上回復支援、働き方改革を含む新たな生活様式への対応、事業承継の推進などの課題が山積していることに加え、今後生活のあらゆる場面でIT化が進展することに伴い、各種補助事業等の電子申請が推進される一方で、特に過疎高齢化が著しい地域においては、自ら対応することが困難な事業者も多く、申請手続きに関するサポートが求められている。

これらの課題を着実に解決していくには、小規模事業者にとって身近で、寄り添って支援を行う商工会が果たす役割は極めて大きいですが、施策の実行を担う職員数は減少している。したがって、伴走型で支援をする職員の増員を行うこと。とりわけ事業承継については、専任職員（推進員）を配置すること。

なお、職員の増員によって、近年頻発している自然災害への対応においても、被災地域へ職員の迅速な応援派遣等が可能となり、早期の復旧・復興に向けた支援が強化される。

## 2. 伴走型小規模事業者支援推進事業費の大幅拡充

商工会が伴走型で小規模事業者に支援を行う経営発達支援事業を着実に実行するために、経営発達支援計画の遂行のための十分な予算措置を行うこと。

また、経営支援業務の質的变化・量的拡大が進んでいる中で、支援を行う人材の育成も必要となっていることから、スーパーバイザー事業の増額を行うこと。

## 3. 商工会・県連の支援力向上のための体制整備

### (1) 職員の資質向上のための手当の創設

小規模事業者からの相談内容が、高度化、専門化していることから、支援力向上のための調査研究費として職員に対する手当を創設すること。

### (2) 法定経営指導員の指定講習の要件緩和

中小企業診断士の有資格者及び全国連認定の経営支援マネージャーについては、法定経営指導員の要件である中小企業庁の指定講習のうち、基礎講習（中小企業診断）の受講を免除すること。

## 4. 専門家派遣事業の拡充

新型コロナウイルス感染症拡大による影響や働き方改革、税制度の変更等の度重なる制度改正による諸課題に円滑に対応できるよう窓口相談やセミナーの実施や専門家派遣を行う事業の重要性が増しており、加えて、減災・防災対策や事業継続計画（BCP）作成等の事業継続力強化を図ることも必要であることから、これまで以上にきめ細かい専門的支援を行うため専門家派遣事業の拡充を図ること。

## 5. 地方自治体の小規模企業対策の予算措置状況の見える化

地方交付税の算定基礎となる基準財政需要額（商工行政費単位費用）の増額が図られたが、地方自治体において着実に措置されているかどうかのモニタリングを行い、公表すること。

# Ⅲ. 災害からの早期復旧・復興支援の拡充とリスクマネジメント支援の強化

## 1. 被災事業者や被災地域の早期復旧・復興支援の拡充

### (1) 事業再建・自立に向けた人手不足の解消

東日本大震災及び熊本地震、西日本豪雨・令和元年台風第19号・令和2年7月豪雨等の被災地においても人手不足が深刻化しており、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため人の移動に制限がかかっていることが復興の障害になっており、事業再建に遅れが生じている一因となっている。そのため、被災事業者が事業活動を円滑に実施できるよう、中小・小規模事業者の人材確保については、特段の配慮を行うこと。

## (2) 風評被害への対応の継続・強化

東日本大震災に伴う原発事故による風評被害は長期化しており、とりわけ農林水産業、食品加工業、観光業に大きな影響を及ぼしていることから、風評被害払しょくのためのPRのほか、商品開発・販路開拓支援、観光誘客に関する支援策の一層の強化を図ること。

## (3) 災害マル経等金融支援の継続実施

東日本大震災・熊本地震・西日本豪雨・令和元年台風第19号・令和2年7月豪雨等による直接・間接被害を受けた中小・小規模事業者に対する融資制度である災害マル経及び震災復興特別貸付等の取扱期間の延長を行うこと。

## (4) 被災事業者支援策の要件緩和及び小規模事業者への配慮

西日本豪雨・令和元年台風第19号等による直接・間接被害を受けた中小・小規模事業者に対する支援制度である「グループ補助金」や「小規模事業者持続化補助金」においては、作成書類・提出書類が多く、被災し、書類等が散逸した状況の中で、中小・小規模事業者には極めて負担が重いため、要件を緩和すること。

また、小規模事業者は事業資産と個人用資産の分離が十分ではないため、被災時に事業に供していたことの証明が困難であるため、小規模事業者の実態を鑑み配慮を行うこと。

## 2. 復興支援の中心的役割を担う商工会等への支援の継続・強化

### (1) 商工会館の防災強化

災害時の小規模事業者の早期再建及び地域の復旧・復興を迅速に行うため、相談対応の早期整備が必要であり、地域住民の一時避難拠点としても機能していることから、商工会館の防災強化（耐震化・浸水防止等）や移転にかかる費用を補助すること。

### (2) 商工会館の復旧に対する支援の継続

東日本大震災で被災した商工会館の一部は、未だ修繕・整備には至っていないため、支援拠点である商工会館の復旧にかかる予算措置を継続実施すること。

### (3) 被災地応援体制の整備

商工会地区で災害が発生した際、都道府県を超えて、速やかに事業者支援が行えるよう、非常時の被災地応援人員（平時は通常の経営支援業務に従事）を配置すること。

### (4) 迅速な被災状況把握のための商工会災害システムの活用促進

商工会災害システムを活用し、頻発する自然災害時に会員事業者・商工会職員・商工会館等の被災状況について、商工会・県連・全国連の三層間で情報を共有する体制の整備を図る。

### **3. 経営者等のリスクマネジメントのための共済・保険制度の推進**

毎年のように全国各地で頻発する自然災害や事故・病気、個人情報流出等、中小・小規模事業者はさまざまなリスクを抱えながら事業活動を行っている。しかしながら、中小・小規模事業者のBCP（事業継続計画）策定率は極めて低く、また、保険・共済を含むリスク転嫁についても、備えが十分にできているとは言い難い状況であり、リスクに対する事前対策（防災・減災・リスクチェック対策）の促進は喫緊の課題となっている。

そのため、商工会のスケールメリットによって有利な条件で加入できる「会員福祉共済」や「商工貯蓄共済」をはじめとする各種の共済・保険制度を活用したリスクマネジメント支援を推進する。

## **IV. 販路開拓支援の拡充と多業種連携の推進**

### **1. 伴走型の販路開拓支援の拡充**

中小・小規模事業者がアプローチすべき市場と磨くべき自社の強みを同時に考え、商品・サービスの開発を支援していくため、専門家による商品・サービス開発の試作段階（改良含む）からの相談会及びテスト販売会を通年で開催する予算措置を講じること。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等もあり、非対面販売・非対面接客が加速し、オンラインを活用したビジネスへのシフトは不可避となっている。ECサイトを活用した商品等のトライアル販売の機会を提供するため、本会のニッポンセレクト.comへ無料掲載するための予算措置を講じること。また、地域産品の需要喚起・購入を促すためECサイトを活用した割引事業や消費喚起事業等を実施すること。

### **2. 農商工連携・海外展開・インバウンド対策等の推進**

地域外から資金を獲得し、地域経済の活性化と持続的発展を図るためには、商工業者が農林漁業者等との積極的な協働・協業に取り組むことも必要である。また、地域ぐるみで新サービスや新商品の開発を促進する施策や海外展開支援を拡充するとともに、アフターコロナを見据え、訪日外国人旅行者の地域への誘客促進策を全国規模で実施すること。

## **V. 中小・小規模事業者の活力向上を目指した金融・税制等の事業環境整備**

### **1. 消費税制度の見直し及び価格転嫁・事務負担増大に対する支援**

中小・小規模事業者への負担が大きい消費税の軽減税率制度について、低所得者対策の効果を検証しつつ、納税や経理に係る事務負担の大幅な軽減を行うなど抜本的な見直しをはかるとともに、インボイス制度の導入について、中小・小規模事業者は新型コロナウイルス感染症の影響下において、事業継続・雇用維持に懸命に取り組んでいるところであり、また、帳簿類の未整備な事業者が多いこと等を勘案すると、十分な検証を行うのは困難な状況であるため、納税や経理に係る事務負担の増加、免税事業者に対する取引排除等の影響を考慮し、当分の間凍結すること。

また、現在、転嫁対策特別措置法で認められている外税表示を可能にする特例について恒久化すること。

### **2. 中小・小規模事業者の活力向上のための税制改正の実現**

#### (1) 投資促進のための税制の特例措置の延長・拡充

中小企業者等の生産性向上や災害対策のための設備投資を促進するため、機械装置等を取得等した場合に特別償却又は税額控除が受けられる以下の設備投資関係促進税制について、適用期限を延長及び拡充すること。

- 中小企業経営強化税制の延長
- 中小企業投資促進税制の延長
- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長
- 中小企業防災・減災投資促進税制の延長
- 地域未来投資促進税制の拡充

#### (2) 働き方改革推進のための税制の特例措置の延長

中小企業者等の働き方改革推進のための賃上げを促進するため、賃上げをおこなった場合に特別償却又は税額控除が受けられる所得拡大促進税制について、適用期限を延長すること。

#### (3) 法人税の軽減税率の特例措置の延長

働き方改革・消費税率の引き上げ等により、中小法人については経営上の負担が重くなっていることから、中小法人の軽減税率の特例措置については延長すること。

#### (4) 外形標準課税の中小法人への適用拡大に反対

給与総額や資本金等を課税対象とする外形標準課税を中小企業にも新たに適用することは、地域の雇用や賃金引き上げを抑制するばかりでなく、担税力の低い中小企業の経営に多大な悪影響を与えることから、中小企業には適用しないこと。

#### (5) 経営資源の集約化を支援するための税制措置の創設

地域の経済・雇用基盤を担おうとする中小企業の成長の後押しや第三者承継の推進を図るため、中小企業による経営資源の集約化を支援するための新たな税制を創設すること。

### 3. マル経制度の維持・継続

小規模事業者からのニーズが高い「小規模事業者経営改善資金（マル経）」については、小規模事業者の持続的発展を金融面から支える観点から、現状の制度内容を維持すること。

### 4. 働き方改革に対応するための支援強化

#### (1) 中小・小規模事業者への配慮

新型コロナウイルス感染症が経済活動に影響を及ぼす中、都道府県労働局及び労働基準監督署においては、3月17日の厚生労働大臣指示を徹底し中小・小規模事業者に与える影響に配慮すること。

#### (2) 働き方改革への取組みに対応するための支援策の拡充

中小・小規模事業者の生産性の向上や就業規則等の作成などの労働環境の整備を推進するため、働き方改革推進支援助成金を拡充すること。

また、働き方改革や新型コロナウイルス感染症に伴う働き方の変化によって、企業の労務管理負担等が増大しているため、適切な労務管理等のための人員増やそれに伴う設備投資を行う中小・小規模事業者に対する税制や助成金等の支援策を創設すること。

#### (3) 働き方改革の実行のための支援策の拡充

働き方改革の周知や取組みを支援するため、働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）を継続実施し、中小・小規模事業者の働き方改革の支援体制を拡充すること。

### 5. 社会保障制度・最低賃金の引上げに係る負担の軽減

#### (1) 協会けんぽ等の事業主負担の軽減

新型コロナウイルス感染症の影響で、中小・小規模事業者の経営の悪化や従業員の収入が減少しており、中小・小規模事業者の多くが加入する協会けんぽ等社会保障制度の財政悪化が懸念されている。

事業主や従業員の保険料負担が限界となっている状況に鑑み、社会保障制度全体を抜本的に見直し、国から保険者に対する支援を拡充するなど、中小・小規模事業者の社会保障費の負担について大幅に軽減を図ること。

#### (2) 子ども・子育て拠出金の拠出金率引き下げと使途の見直し

事業主が負担する子ども・子育て拠出金は、年々引き上げられており、中小・小規模事業者の負担が増大していること、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、中小・小規模事業者の経営が大きく影響を受けていることから、拠出金率の引き下げ及びその使途を見直し、負担と受益のバランスがとれる制度へ見直すこと。

#### (3) 社会保険の適用拡大に係る事業主支援の拡充

パート・アルバイト従業員等への社会保険の適用拡大に対応する事業主を支援するため、キャリアアップ助成金等の支援策を拡充すること。

#### (4) 最低賃金の企業実態に即した運用

最低賃金の引き上げにより、中小・小規模事業者は賃金に加え社会保障費の増額分も負担となっている。最低賃金の引き上げにあたっては、中小・小規模事業者の経営実態や地域の実状を十分に踏まえること。